

豊中市伊丹市クリーンランド議会全員協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市伊丹市クリーンランド議会会議規則（昭和37年豊中市伊丹市クリーンランド議会規則第1号）第87条第4項の規定に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 全員協議会は、豊中市伊丹市クリーンランド行政に関する重要な事件、議会の運営等に関し協議又は調整を行う。

(構成)

第3条 全員協議会は、議員全員をもって構成する。

(会議)

第4条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の公開)

第5条 全員協議会の会議は、公開する。ただし、出席議員の過半数の同意があったとき（可否同数のときは議長が決定する。）は、公開しないことができる。

(記録)

第6条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。